

## 第13回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一			

4 欠席委員

12番 野谷 和雄

5 事務局職員出席者

事務局長	小島	孝紀
副主幹	石原	慎也

6 議事録署名人

9番 秋山 啓治                      10番 橘川 直泰

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

8 議 事

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは、第13回の総会を開催いたします。

本日は、会長が欠席ですので職務代理者の私が議長を務めさせていただきます。

何分不慣れなもので皆様のご協力をいただきながらスムーズに進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第13回総会の議事録署名委員につきましては、9番秋山委員、10番橘川委員よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3の報告事項に入りたいと思います。まず報告事項1農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは関係資料位置図をご覧ください。

場所は、中里歩道橋の北西にある市街化区域の土地です。土地所有者による共同住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きです。

以上でございます。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

— 議案第26号朗読 —

### 【議長】

続きまして、現地確認報告をお願いします。井上委員、お願いします。

### 【委員】

事前相談の段階において2月27日に一色地区農業委員および事務局で現地を確認しました。

申請地は、草木が茂っており耕作されていない状況でしたが、それらを苧払い、土壌改良を行えば十分耕作できる土地だと思っております。

また、譲受人は隣接地でも耕作しており、譲受人の他の所有地は、きちんと管理され耕作しているので、許可は問題ないかと思えます。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第26号関係資料をご覧ください。1ページが許可申請書です。所有権移転の理由としては、耕作が困難となったため、売却するということです。

3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、12, 226㎡の農地を所有し耕作しています。

4ページをご覧ください。申請地では「みかん」を作付するという事です。また、農機具については、耕うん機、草刈り機等を所有しております。右側5ページの農作業に従事する者ですが、譲受人が100日従事するという事です。6ページには、農作業の従事状況の見込みをつけさせていただいております。7ページには周辺地域との関係、8ページには地域との役割分担の状況が記載されています。11ページは申請地の位置図、12ページは案内図、13ページは営農計画書を添付しています。

最後、14ページになります。農地整備計画行程です。現地報告にもありましたが、申請地は草木が茂っている状況ですので、すぐに作付できず、苧払い・土壌改良を経て作付する計画です。1年目、2年目で苧払い・土壌改良、3年目に耕運、4年目に土壌改良作物播種・粉碎・耕運、5年目に植栽をする計画でございます。

なお、農地法第3条第2項では、「取得後において所有する農地を含め全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」、また「取得後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない場合」、また「取得後の所有農地面積が下限面積に達しない場合」等のときには、許可することができないと規定されています。

譲受人の所有農地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については本人が従事、譲受人の所有農地面積は下限面積を超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

**【議長】**

前回は第3条について話題になったと思えます。いかがでしょうか。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

申請書に公図はつけないのですか。

**【事務局】**

本日の資料につきましては公図の添付をしておりますませんが、申請書自体には公図の添付をしていただいております。申請書には登記資料等つけていただいておりますが、抜粋して資料とさせていただきます。

**【委員】**

道路付けがあるのか気になったのですが。

**【事務局】**

申請地の南側に道があります。

**【委員】**

申請地は、農地として整備がされていないとのことでしたが、農地パトロールの結果ではどういう状況だったのでしょうか。

**【事務局】**

本年度の農地パトロールの結果では B 判定とさせていただきます。

**【議長】**

そのような場所でも、実際 5 年間かければ回復できるのでしょうか。

**【委員】**

現地は非常に大きな立木があったり、細い竹がはえたりしていますが、最終的にはミカン畑にするとのことですので、それであれば木を切り落として竹を切り払えば、5 年ぐらいあれば十分できるだろうと思います。

**【議長】**

その他いかがでしょうか。

**【委員】**

計画が 5 年ということですが、法令の中で植栽に至るまで何年間でといった取り決めはあるのでしょうか。

**【事務局】**

何年という取り決めはありませんが、現地と今後の計画を地元農業委員さんに見ていただき、5 年あればどうにかできるのではないかと意見をいただいております。

**【議長】**

他に何かありますでしょうか。それではよろしいでしょうか。これよりお諮りします。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

**【議長】**

全員賛成ということでございます。よって、本案は許可といたします。続きまして、議案第27号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。事務局、説明をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第27号朗読 —

**【議長】**

続きまして、現地確認報告をお願いします。中村委員、お願いします。

**【委員】**

3月19日に山西地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。対象地は、ネギ、ソラマメなどの露地野菜やミカン、ウメなどの果樹が栽培されており、農地として適正に利用されていました。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第27号関係資料をご覧ください。1ページでございます。対象地は国道1号線の山西交差点の北側に5筆。2ページに移りまして、山西小学校の南側の2筆となります。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。ご審議をよろしくをお願いします。

**【議長】**

それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

相続開始から20年ということで、20年目で今こういう状況で、現地を見た結論だと思いますが、この20年間は毎年同じように耕作されていたのでしょうか。というのも20年目だけを見るのではなく常に見ていなければいけない義務があるのではないのでしょうか。

**【事務局】**

他の農地と同様ですが、毎年農地パトロールでの確認はさせていただいております。近年の相続税の納税猶予につきましては、制度改正になりまして、3年に1度の確認ということになっております。今回は、平成9年の申請のもので、最初と最後の確認になっております。

**【委員】**

現地は、ちゃんと草刈もしていたので問題ないと思います。

**【委員】**

納税猶予の対象地を農地パトロールの時に分かるようにしておけば確認しやすいと思う。

**【事務局】**

来年度も8月から農地パトロールを実施する予定ですので、一覧表の作成の仕方についても再考させていただければと思います。

**【委員】**

私たちの仕事は、税金は一切関係ないので、私は必要ないと思います。

**【事務局】**

納税猶予の現地の確認については、農業委員会で確認することになっており、その結果を税務署に回答することになっております。そこが耕作されているかの確認については農業委員会の仕事の1つとなっております。

**【議長】**

農業委員の仕事の1つとして依頼をかけられているということは、それだけ権利があるものですし、そういう確認はしていかなければならないと思う。税務署とはちょっと

別の感覚で行かなければいけないと思う。

**【委員】**

特例農地等を管理するにあたって3年とか20年ごとではなく1年ごとに見ていく必要があり、その1年ごとに見ていくには農地パトロールで見ていくのがいいと思う。納税猶予の対象地について農地パトロールの段階でわかっていると思うが、わかっているなくても農地パトロールをすればいいわけで、情報としてあればいいかなと思う。

**【議長】**

農業委員会としても状況を把握する必要があると思いますが、委員さんのやりやすい方法で次年度検討していけばいいと思います。

他にいかがでしょうか。ないようでしたら議案第27号についてお諮りいたします。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員賛成でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会